

東海第二原発の運転期間延長を行わないことを求める意見書

昨年11月24日、日本原子力発電株式会社は、法律で定められた原子力発電の運転期間40年制限（40年ルール）を超えて、さらに20年の運転延長を原子力規制委員会に申請しました。事故が起れば、現場からわずか85kmにある我孫子市は周辺地域とともに、福島第一原発事故以上の甚大な被害を蒙ることは明らかです。

2011年3月に発生した福島原発事故の原因はいまだに不明であり、事故収拾の目途も立っていません。福島第一原発事故によって放射能被害を受けた私たち我孫子市民としては、危険な老朽化原発の運転延長、再稼働は到底容認できません。

原子炉等規制法の「40年ルール」は、老朽化した原発の事故を防ぐための最低のルールであり、それを無視した延長、再稼働は市民に大きな不安をもたらします。

このような状況を踏まえ、下記の事項を強く求めます。

1. 運転開始から40年を超える東海第二原発の運転期間延長を認めず、廃炉にすること。
2. 東海第二原発廃炉後は、国が責任をもって地域経済を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣
原子力規制委員会委員長 宛

千葉県我孫子市議会